

保護者各位

行方市役所 こども福祉課

令和2年度 保育施設利用申し込みについて(ご案内)

保育園や認定こども園(保育園部分)への入園を希望される保護者の方は、下記のとおりお申し込みください。

なお、お申し込みについては『保育施設利用申し込みのご案内』をご確認の上、必要書類をすべてそろえた上で、受付期間内にお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1. 受付期間 令和元年11月1日(金)～ 令和元年11月15日(金) ※土・日・祝日を除く
午前8時30分から午後5時まで
※玉造庁舎のみ 11月14日(木)は午後7時まで延長して受け付けます。

2. 受付場所 行方市役所 玉造庁舎 こども福祉課 子育て支援グループ
麻生庁舎 総合窓口室
北浦庁舎 総合窓口室

3. 注意事項

- (1) 広域入所(行方市以外の保育施設へ入所すること)を希望される場合は、行方市役所こども福祉課へご相談ください。
- (2) 申込書の【利用を希望する期間】は、小学校へ就学するまでの範囲内で保育が必要と見込まれる期間申し込むことができます。
- (3) 保育の必要性の事由や保護者の勤務状況等により、希望する認定を受けられない場合や、利用期間及び利用時間のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- (4) 認定こども園については、保育園部分(2号・3号認定)をご利用希望の場合は行方市役所へ、幼稚園部分(1号認定)の利用を希望される場合は、直接施設へお申し込み願います。
- (5) 申請書は、修正液、シャチハタ(スタンプ印)の使用は禁止となります。修正する場合は二重線のうで訂正印を押してください。

4. 市内の保育施設

こども福祉課で取り扱う施設は、私立保育所と認定こども園です。

※公立幼稚園は学校教育課が管轄となります。

認定こども園	麻生こども園	龍翔寺こども園	北浦こども園	認定こども園のぞみ
私立保育所	子どもの家菫の苑	玉造第一保育園	玉造第二保育園	玉造第三保育園

裏面へ続く→

5. 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は、以下の書類が必要となります。記入漏れのないようご注意ください。

また、申込み時からご家族やお勤め先などの状況が変わりましたら、速やかにこども福祉課までご連絡ください。

① 申込書【全員対象】

- 保育園入園申込書・支給認定申請書 ※児童1人につき1部必要です。
- 家庭状況調査票 ※児童1人につき1部必要です。
- 児童の状況について ※児童1人につき1部必要です。母子手帳のコピー(予防接種歴)が必要です。
- 保育所(園)等の利用に関する同意書 ※世帯につき1部必要です。

② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

【提出者】 父 母 祖父 祖母

・兄弟同時入所の場合、世帯で一部のみの提出で大丈夫です。

・同じ敷地内居住の、60歳未満の祖父母も提出が必要となります。

① 就労(外勤)	<input type="checkbox"/> 就労(予定)証明書
② 自営業・農業等	<input type="checkbox"/> 自営業等申告書 ※状況により、開業届や収支明細等コピーを求める場合があります。
③ 内職	<input type="checkbox"/> 内職証明書
④ 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(表紙及び分娩予定日のページ)
⑤ 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または各種障害者手帳等の写し
⑥ 介護・看護	<input type="checkbox"/> 保育所入所に係る申告書 <input type="checkbox"/> 診断書または介護認定のわかるもの
⑦ 就学	<input type="checkbox"/> 保育所入所に係る申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書・時間割等
⑧ 求職活動	<input type="checkbox"/> 保育所入所に係る申告書 <input type="checkbox"/> ハローワークの登録証等
⑨ 災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
⑩ その他	状況に応じて書類を提出していただきます。

③ 該当者のみ必要な書類

転入してきた方	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 令和元年度分のもの(H31.1.2～転入の方)
在宅障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/> その方の手帳のコピー
離婚調停中の別居の場合	<input type="checkbox"/> 調停中であることがわかる書類(事件係属証明書等)のコピー

《提出に際しての留意事項》

- 1 就労証明書は、必ず事業主から証明を受けてください。また勤務内容について事業先に確認することがあります。
- 2 発行や準備が間に合わない書類がある場合は、申込みの締切日までにこども福祉課へご相談ください。
- 3 提出書類の内容に虚偽があった場合、利用決定または利用内定の取り消しとなる場合があります。
- 4 書類提出後は返却できません。お手元にも書類が必要な方は、事前にコピー等をした上で提出してください。
- 5 証明書類は、提出時点で発行日が3か月以内のものを提出してください。3か月以上経過している場合、再度提出を求める場合があります。

《問合わせ先》

行方市役所 こども福祉課 子育て支援グループ
保育所事務担当 Tel0299-55-0111(内線 103)